

安来市告示第106号の3

安来市通所型短期集中予防サービス実施要綱を次のように定める。

令和8年4月16日

安来市長 田 中 武 夫



安来市通所型短期集中予防サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、通所型短期集中予防サービス事業（以下「サービス」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び安来市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年安来市告示第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(事業の目的)

第3条 サービスは、生活機能や運動機能の低下及びそれに伴う活動量の減少等により自立した生活に課題が生じた高齢者に対し、課題要因の改善に向けた支援を行い、住み慣れた地域での自分らしい暮らしが続けられる状態とすることを目的とする。

(基本方針)

第4条 サービスを行う事業者（以下「事業者」という。）は、サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、単に利用者の一時的な運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等だけを目的とするものではなく、サービスの利用終了後においても自宅で心身機能の改善等が維持・継続できるよう、次の各号の実現に向けて取り組まなければならない。

- (1) セルフマネジメント（自己管理）により自信を持って生活することを可能にすること。
- (2) アセスメント（事前評価）で突きとめた生活の不安の原因を解消すること。
- (3) プログラム終了後の地域資源への移行を支援すること。

(事業の実施)

第5条 サービスは、事業を円滑かつ適正に運営できると市長が認める団体に委託して行うものとする。

(事業の内容)

第6条 サービスの内容は、生活課題の解決及び改善又は状態悪化の予防に係るサービス並びにこれに付随する業務（送迎、評価、サービス提供後の状態確認等）とし、運動機能・生活機能の向上プログラム、栄養改善プログラム及び口腔機能向上プログラムを組み合わせて提供する。

2 事業者は、サービスの提供効果を把握するため、市が別に定める指標を用いて利用者の心身状態の変化について評価する。

3 事業者は、サービス提供終了からおおむね3月後に利用者の生活環境や心身状態が低下していないことを確認するとともに、低下がみられた場合は、利用者及び地域包括支援センター等に対し、プログラムを実施した専門職による改善に向けた適切な助言を提供する。

(対象者)

第7条 サービスの対象者は、省令第140条の62の4第1号及び第2号に定めるものとする。

(提供期間、回数及び時間)

第8条 サービスの提供は、1週間に1回とし、原則3月間を1クールとして実施するものとし、1クール終了からおおむね3月経過した時期にフォローアップ（継続支援）1回を実施する。ただし、3月の利用で課題要因の改善がみられない場合は、ケアプランの変更をもって最大6月2クールまで利用することができる。

2 提供時間は、1回当たり、おおむね2時間とする。

3 栄養改善プログラム及び口腔機能向上プログラムは、1クール1回以上実施する。

4 居宅への訪問支援及び個別支援は、1クールの間に各2回まで実施することができる。

5 フォローアップ（継続支援）終了後の居宅への訪問支援は、フォローアップ終了から1月以内に1回実施することができる。

(提供場所)

第9条 サービスを提供する場所は、市内の病院、診療所、通所リハビリテーショ

ン事業所等とする。

- 2 サービスを適切に提供できると市が判断した場合、前項の規定にかかわらず、市内公共施設等を提供場所とすることができる。

(利用者負担)

第10条 事業者は、サービスの利用に係る利用者の負担は求めない。ただし、サービス提供に当たり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

(管理者)

第11条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(従業者の員数)

第12条 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、プログラムに応じた有資格者1人以上のほか利用者の数に応じて必要と認められる数とする。

(設備及び備品)

第13条 事業者は、サービスの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定するサービスの提供に必要な面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 事業者は、サービスの提供に当たっては、地域包括支援センター、地域包括支援センターからの委託に基づいて介護予防ケアマネジメントを実施する居宅介護支援事業者(以下「地域包括支援センター等」という。)及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めなければならない。

(地域資源との連携)

第15条 事業者は、サービスの提供により向上した心身状態及び生活環境等をサービス提供終了後も継続するため、市が配置する生活支援コーディネーターとの連携を強化し、自主による地域活動団体や民間企業等の多様な主体と協力しながら、利用者の外出機会の創出や活動範囲の拡充に努めるものとする。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第16条 事業者は、地域包括支援センター等の担当者が作成した介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第17条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第18条 事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 事業所の従事者は、現にサービスの提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第20条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理及び感染症予防対策)

第21条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、利用者の利用する設備及び備品について衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の取扱い)

第22条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は

利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第23条 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第24条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第25条 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第23条第1項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 前条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録

(その他)

第26条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。